



ビューローベリタス関西 4(大阪事務所、神戸三ノ宮事務所、山陽姫路事務所、BV エクスプレス大阪)事務所をいつもご利用頂きありがとうございます。
関西 4 事務所より、最新情報をお知らせ致します。

- INDEX -

TOPICS

- #01. 省エネ法サポート業務および住宅省エネラベル適合性能評価業務受付終了のお知らせ
- #02. 「省エネ適合性判定および確認手続き」説明会～WEB&事務所ビデオ説明会のお知らせ(予定)
- #03. 南海トラフ沿い巨大地震に係る長周期地震動対策
- #04. 住宅性能評価：省エネ基準の変更
- #05. 遵法性調査(2)-用途変更・増改築を行う際の注意点について-
- #06. CASBEE(1)-CASBEE の概要-

国交省関連

- #07. この1ヶ月で情報発信はありませんでした

地域条例等

- #08. 大阪府/大阪府知事指定事務所登録機関の事務所の移転について
- #09. 兵庫県/一定規模以上の特殊建築物について概要書添付について
- #10. 兵庫県/土砂災害特別警戒区域に係る指定について
- #11. 明石市/平成 29 年 4 月 1 日以降に確認申請がなされる建築物について
- #12. 神戸市/「神戸市建築主事取扱要領」お問合せ内容・事項について
- #13. 姫路市/建築計画概要書の作成について
- #14. 守山市/「守山市駅前居住地区における建築物の制限に関する条例」について
- #15. 米原市/「米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行」について
- #16. ご案内/「第 30 回大阪市ハウジングデザイン賞」受賞作品について
- #17. 滋賀県/「滋賀県内建築基準法取扱基準」等の一部改正について
- #18. 大阪府/大連協より意匠の方へお知らせ
- #19. 関西以外の地域について

インフォメーション

- #20. 平成 25 年度に受講した方へ～「建築士法に基づく建築士定期講習」受講期限のお知らせ
- #21. 2017 年 2 月・3 月の中間・完了検査実施日【増枠】のご案内
- #22. 省エネ適合性判定セミナー開催のお知らせ

関西 4 事務所からヒトコト

- #23. ご挨拶と省エネ適判開始に向けて

.....

■ □ TOPICS

- #01. 省エネ法サポート業務および住宅省エネラベル適合性能評価業務受付終了のお知らせ

2017 年 4 月 1 日からの規制措置にかかる建築物省エネ法施行に伴う省エネ法改正を受け、弊社では 4 月 1 日より登録建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を開始しますので、弊社での省エネ措置の届出書作成サポートおよび住宅省エネラベル適合性能評価は 2017 年 3 月末をもって終了させていただきます。

そのため、2,000m²以上の物件は 3 月 3 日(金)を、2,000m²未満の物件は 3 月 10 日(金)を目処に省エネ法サポート業務および住宅省エネラベル適合性能評価業務資料のお早めのご提出をお願い致します。尚、提出が遅れる場合には、ご相談下さい。

なお、受付にあたっては業務に必要な書類が全て揃っていることを条件とさせていただきます。また状況によりましては業務をお受けできないケースもありますことをご容赦下さい。

今まで多くの皆様には両業務につきましてご愛顧を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。
今後 CASBEE 自治体版作成サポート業務をはじめ、ビューローベリタスの高い信頼性に裏打ちされた公正かつ正確な技術監査サービスを、より多くの皆様にお届けできるよう、一層の努力を重ねて参ります。何卒宜しくお願ひ申し上げます。

#02. 「省エネ適合性判定および確認手続き」説明会～WEB&事務所 DVD 説明会のお知らせ

3月に「省エネ適合性判定と建築確認の手続き」説明会を東京・名古屋・大阪にて開催します。本説明会は、現在事務所で開催している説明会と一部内容を変更しご説明致します。

各事務所では申請者の視点より、省エネ適合性判定における申請図書記載・工事監理ポイントを重点的にご説明致しますが、こちらは、審査側の視点から適合性判定機関による省エネ適合性判定における審査ポイント、及び完了検査ポイントを重点的にご説明致しますので、審査側がどのような事項を審査・検査するかを把握することにより、省エネ判定申請及び建築確認検査をスムーズに行うことができます。

ご好評により東京・名古屋会場は満席となっております(3/10 大阪会場は残席わずか)、ご要望にお応えし、WEB および事務所での DVD 説明会を予定しております。

WEB 説明会： 3月17日掲載を予定

事務所での DVD 説明会： 3月下旬より予定、詳細が決まり次第ウェブサイトでご案内します

<http://www.bvjc.com/news/seminar-schedule.html#shoene>

#03. 南海トラフ沿い巨大地震に係る長周期地震動対策

南海トラフ沿い巨大地震に係る長周期地震動対策が始まります。

この対策は、南海トラフ沿いで約 100～150 年の間隔で発生しているとされる M8～9 クラスの巨大地震に備えて、関東地域、静岡地域、中京地域及び大阪地域の対象地域内における以下の内容となります。

- 平成 29 年 4 月 1 日以降に申請する性能評価に基づき超高層建築物等(高さが 60m を超える建築物及び地上 4 階建て以上の免震建築物)を新築する際の大臣認定の運用を強化

- 同区域内の既存の超高層建築物等については、長周期地震動の大きさが設計時の想定を上回る場合には、大きな揺れによる家具の転倒、内外装材や設備の損傷等による危害が発生するおそれがあることから、自主的な検証や必要に応じた補強等の措置を促進

また、マンションを含む区分所有建物や庁舎等の公共建築物の耐震診断・耐震改修等の事業については、国の支援制度の活用も可能です。

新築する場合の具体的対応としては、

- 従来からの検討に加えて、対象地震によって建設地で発生すると想定される長周期地震動による検討を行うこと。長周期地震動は 500 秒以上の検証が必要。

- 家具の転倒・移動防止対策に対する設計上の措置について説明すること。

- 免震建築物や鉄骨造の超高層建築物について、長時間の繰返しの変形の影響を考慮して安全性の検証を行うこと。

技術資料として建築研究所のウェブサイトを参照下さい

<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/topics/lpe/index.html>

ビューローベリタスの性能評価：<http://www.bvjc.com/CTC-Business/HRSA-BCA/>

#04. 住宅性能評価：省エネ基準の変更

設計住宅性能評価において「平成 25 年省エネルギー基準」を使用する物件につきましては、2017 年 3 月 31 日までに申請して下さい。

4 月 1 日以降の設計住宅性能評価の申請は、「平成 28 年度省エネルギー基準」での取扱いとなりますのでご注意ください。

ご不明点あれば、最寄りの事務所までご相談下さい。

#05. 遵法性調査(2)-用途変更・増改築を行う際の注意点について-

今回は、既存建物に対する用途変更・増改築を行う際の注意点についてご説明します。

用途変更・増改築を行う前に

用途変更・増改築を行う場合、既存建物が違法建築物なのか、既存不適格建築物なのか事前に確認することが重要です。違法建築物であれば、違法部分について特定行政庁に確認し、是正等の対応方法について判断を仰ぐ必要があります。

既存不適格建築物であれば、用途変更・増改築の確認申請時に、現行法に適合していないが既存不適格であることを「既存不適格調書」にて報告することで、確認済証の交付を受けることができる場合があります。

ビューローベリタスでは、建築基準関係規定について既存建物の遵法性調査を行い、違反建築物なのか、既存不適格建物なのかご報告させて頂く「遵法性調査」サービスを提供させていただいております。既存建物が確認申請取得後の変更により法適合しなくなった事例はウェブサイトをご覧ください。

用途変更・増改築を行う場合

用途変更・増改築を行う場合、次の 2 種類の流れに大別されます。

- ①確認申請を伴う用途変更・増改築等
- ②手続き不要な用途変更

続きは、ウェブサイトをご覧ください。

<http://kansa.bvjc.com/news/2017/02/000233.html>

バックナンバー：

遵法性調査 -1- 不動産の所有者・管理者が知っておくべきリスクとは

<http://kansa.bvjc.com/news/2016/11/000199.html>

#06. CASBEE(1)-CASBEE の概要-

建築物における環境配慮の取り組みに対し、客観的かつ明快な評価を行う環境評価ツールとして普及が進んでいる「CASBEE」についてご紹介致します。

1. CASBEE(建築環境総合性能評価システム)とは

近年の気候変動や、増加を続ける家庭部門・業務その他部門のエネルギー消費への対応など、環境配慮へ

の取り組みは時代の趨勢となっています。CASBEE は、そのような環境配慮の取り組みに対し、客観的かつ明快な評価を行うために国土交通省の支援の下、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構(IBECE)を中心に開発された建築物の環境評価ツールです。

CASBEE は、建築物の「環境負荷あたりの環境品質・性能」、すなわち建築物の「環境性能効率」を表します。

$$BEE(\text{建築物の環境効率}) = Q(\text{建築物の環境品質}) / L(\text{建築物の環境負荷})$$

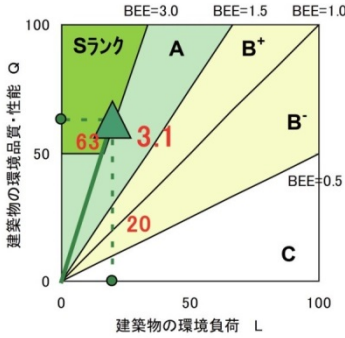
CASBEE 建築評価は、BEE(建築物の環境効率)の算出をもとに、

- ・ S ランク(素晴らしい)
- ・ A ランク(大変よい)
- ・ B+ランク(良い)
- ・ B-ランク(やや劣る)
- ・ C ランク(劣る)

の 5 段階で評価されます。評価結果は「ランク」及び「★」の数で表示されます。



CASBEE 認証マーク



評価ツールとしての CASBEE は、省エネルギーや環境負荷の少ない建材の使用といった環境に対する配慮だけでなく、快適性や景観に対する配慮についても適切な評価を行えるのが特長です。建築物の環境性能をさまざまな側面から評価できます。

ちなみに建築物の環境性能が向上すると、エネルギーや資源の消費量を削減、光熱費や更新費などの運用コストを低下させ、居住環境性能の向上とあわせて、不動産価値を高めます。

こうした建築物の環境性能効率を包括的に評価するツールが CASBEE です。CASBEE は建築物の環境性能を「見える化」し、優れた環境性能を持つ建築物はマーケットで適切に評価・選択されるようになります。

2. CASBEE の評価の仕組み

CASBEE による評価は、IBECE より認定を受け、CASBEE 評価認証業務を行う「CASBEE 評価認証機関」(全 14 機関)が第三者認証を行います。申請者が申請費用を支払い認証取得する任意の制度で、透明性が高い評価といえます。平成 27 年度(2015 年度)には、62 件の CASBEE の認証件数がありました。

CASBEE 評価認証には複数の種別(CASBEE 建築、CASBEE 戸建、CASBEE 不動産など)があります。ビューローベリタスもこれらの認証を実施できる CASBEE 評価認証機関です。

CASBEE 建築評価認証については、3 つの評価ツールがあります。

- ・ CASBEE-建築(新築)
- ・ CASBEE-建築(既存)
- ・ CASBEE-建築(改修)

3. CASBEE 認証と CASBEE 自治体版

地方自治体によっては、条例に基づいて一定規模以上の建築物の新築等に対して CASBEE 届出を義務付けています。これが「CASBEE 自治体版」です。この CASBEE 自治体版は、地方自治体によって内容や評価基準にバリエーションがあります。

「CASBEE 認証」件数は、2002 年の運用開始以来、累積で 534 件(2016 年 5 月 13 日現在)。「CASBEE 自治体版」の届出件数は累積 16,471 件(2015 年 3 月 31 日現在)。合計すると 17,005 件です。

企業が「CASBEE 認証」を取得する主な理由は「環境配慮建物で企業活動が行われていること」「環境配慮建物を商品として提供していること」を示すためです。政令指定都市をはじめ 24 自治体(2015 年 9 月現在)で運用されている CASBEE 自治体版の評価結果を利用する企業もありますが、評価結果において透明性が高い第三者認証を要求する企業が CASBEE 認証の主な顧客となっています。

ビューローベリタスでは、「CASBEE 認証」に関するサービスをご提供しています。

詳しくは : <http://kansa.bvjc.com/service/casbee/>

.....

■ □ 国交省関連

#07. この 1 ヶ月で情報発信はありませんでした

.....

■ □ 地域条例等

#08. 大阪府/大阪府知事指定事務所登録機関の事務所の移転について

大阪建築登録センター内において建築士事務所登録申請等受付業務を行っている大阪府知事指定事務所登録機関の事務所が一般社団法人 大阪府建築士事務所教会内へ移転となり平成 29 年 2 月 27 日より、移転先での業務が開始されました。

詳しくは : <http://www.oaaf.or.jp/touroku-osaka/index.html>

お問合せ : 建築指導室 建築安全課 06-6941-0351

#09. 兵庫県/一定規模以上の特殊建築物について概要書添付について

一定規模以上の特殊建築物については特殊建築物等概要書を添付することが規定されております。対象物件は確認申請時に特殊建築物等概要書を必ず添付するようお願い致します。

詳しくは : http://web.pref.hyogo.jp/ks29/wd30_00000007.html

お問合せ : 住宅建築局 建築指導課 078-362-4340

#10. 兵庫県/土砂災害特別警戒区域に係る指定について

新たに土砂災害特別警戒区域に係る指定がされました。丹波市市島町、鴨庄地区・竹田地区・美和地区・吉見地区、加西市下万願寺町、上道山町、下道山町、上若井町、下若井町、大内町、小野市河合地区、来住地区、三木市上吉川地区、西宮市山口町船坂、姫路市家島町宮地区)後注意下さいませ。

詳しくは : <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

お問合せ：砂防課 管理班 078-341-7711

#11. 明石市/平成 29 年 4 月 1 日以降に確認申請がなされる建築物について

明石市では平成 29 年 4 月 1 日以降に確認申請がなされる建築物につきまして、見直し後の中間検査特定工程検査が適用されます。平成 29 年 3 月 31 日までに確認申請がなされる建築物につきましては、従前の平成 24 年明石市告示第 126 号が適用されます。

【見直しの概要】

- ・ 3 階建て以上の一戸建ての住宅、長屋において、基礎工事の中間検査を追加。
- ・ 共同住宅の適用規模を、床面積の合計が 50 ㎡を超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上とする。

【適用される用途・規模(新築、増築又は改築に係る部分)】

対象建築物は、建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により政令で定められた特定工程のほか、同条第 1 項第 2 号の規定により、明石市が指定する特定工程は以下のとおりです。

- ・ 一戸建ての住宅・兼用住宅・長屋住宅・共同住宅で、その用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上のもの
- ・ 建築基準法別表第 1(イ)欄の用途の建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え、かつ、3 以上の階数を有するもの(地上階が 2 以上であるものに限る)

詳しくは：https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/ken_anzen_ka/machizukuri/kenchiku/kakunin/mokuji/chukankensa.html

お問合せ：都市整備部 建築安全課 078-918-5046

#12. 神戸市/「神戸市建築主事取扱要領」お問合せ内容・事項について

神戸市では建築基準法の解釈・運用に関し、建築主事の取扱いをまとめた建築主事取扱要領を 2009 年から運用されておりましたが、内容の見直しと問合せの多い事項等の追加を行い、第 4 版として改訂されました。第 3 版からの変更箇所については、下記リンク先にございます表をご覧ください。

注 1. 本取扱要領は、建築主事の建築基準法令の解釈・運用に関する取扱いを公開、周知することを目的に作成したものであり、営利目的等での二次配布、使用はできませんとの事です。

注 2. 本取扱要領の紙媒体での配布は行っておりません。ご了承下さい。

注 3. 今後、適宜取扱いの追加、変更等を行われる事があるようですので、利用に際してはご留意下さい。

詳しくは：<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/urban/building/rule/shujiyouryou.html>

お問合せ：建築指導部 建築安全課 078-322-5612

#13. 姫路市/建築計画概要書の作成について

建築計画概要書作成の際には「建築計画概要書の作成上の注意」を確認し作成する必要があります。また平成 29 年 2 月 1 日から「姫路市 Web マップ」が稼動しております。建築予定地に関する確認依頼書に「姫路市 Web マップ」の添付が必要になっておりますのでご注意ください。

詳しくは：

姫路市 Web マップ <https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/>

建築計画概要書の作成上の注意点 http://www.city.himeji.lg.jp/s70/2212544/_8810/_8717/_8718.html

お問合せ：都市局 建築指導課 079-221-2579

#14. 守山市/「守山市駅前居住地区における建築物の制限に関する条例」について

守山市は駅前商業地域は、駅から徒歩数分という好立地を生かして容積率(400~600%)を限度一杯に使った高層マンションが、様々な角度により、不整形な敷地にそれぞれに採光、通風、プライバシーなどを保ちながら、立ち並ぶ状況となっています。

そのようなことから、現在の土地利用の実態や、将来目指すべき土地利用の方向性を踏まえて、駅前周辺の商業地域における、建築物の建て詰まり等による景観や住環境の悪化を抑制する観点から建築基準法第 50 条に基づき「守山市駅前居住地区における建築物の制限に関する条例」が平成 29 年 2 月 1 日より施行されました。

【概要】

- (1)壁面の後退：指定河川沿いの敷地について、後退すべき建築物の外壁の後退距離を規定する。
- (2)居室の採光：高さ 12m を超えまたは地階を除く階数が 4 以上の建築物について、居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積の計算における採光補正係数を、住居系地区並みに強化する

詳しくは：http://www.city.moriyama.lg.jp/kenchiku/h28_ekimaejorei.html

お問合せ：建築課 審査係 077-582-1139

#15. 米原市/「米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行」について

平成 28 年 12 月 28 日付けで都市計画法に基づく「特定用途制限地域」を指定するとともに、同日付で、建築基準法に基づき、特定用途制限地域内の建築物等の用途制限等を定めた「米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行」が施行されました。

詳しくは：<http://www.city.maibara.lg.jp/0000008245.html>

お問合せ：都市計画課 都市計画グループ 0749-52-6926

#16. ご案内/「第 30 回大阪市ハウジングデザイン賞」受賞作品について

大阪市は、第 30 回大阪市ハウジングデザイン賞の受賞住宅を決定しました。

大阪市ハウジングデザイン賞は、魅力ある良質な都市型集合住宅の建設、既存ストックの有効活用や、良好な維持管理を行う住宅の普及を促進するとともに、住宅供給に携わる人々の住宅に対する関心を高める事を目的として、大阪市主催で昭和 62 年度から実施されています。毎年、民間集合住宅を表彰し、受賞住宅には大阪市ハウジングデザイン賞の銘板を取り付けられます。

受賞住宅の講評についてはホームページ(第 30 回大阪市ハウジングデザイン賞受賞住宅が決定しました～表彰式およびシンポジウムを開催します～)から閲覧出来るようになっております。また、これまでの受賞作品はホームページ(大阪市ハウジングデザイン賞について)からご覧いただけます。

詳細：<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000385518.html>

お問合せ：大阪市都市整備局企画部 民間住宅助成担当 真鍋、竹中、入江

TEL：06-6208-9228

#17. 滋賀県/「滋賀県内建築基準法取扱基準」等の一部改正について

取扱基準は、建築基準法に基づく確認申請等を行う際の建築基準関係規定の法解釈および具体的な運用に関する規定を定めた「滋賀県建築基準法取扱基準(2001年6月)」を日本建築行政会議(JCBA)において編集された「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2013年度版)」・「建築物の防火避難規定の解説 2016」および近畿建築行政会議において編集された「近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集」の内容との整合を図り作成したものです。

滋賀県内の特定行政庁においては、本取扱基準および下記の刊行物が原則として取扱基準となりますのでご注意ください。

■ 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2013年度版)

編集：日本建築行政会議 発行：一般財団法人 建築行政情報センター

■ 建築物の防火避難規定の解説 2016

編集：日本建築行政会議 発行：株式会社 ぎょうせい

■ 近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集

編集：近畿建築行政会議 発行：一般財団法人 建築行政情報センター

※なお、それぞれの項目の適用については、別紙-1、別紙-2、別紙-3によります。

詳しくは：<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/kenchiku/kenchikushidoushitsu/toriatukaikijyun/toriatukaikijyun.html>

お問合せ：建築指導課 建築指導室 077-528-4258

#18. 大阪府/大連協より意匠担当者様へお知らせ

大阪府福祉のまちづくり条例 逐条解説が更新されています。意匠担当者様、ご確認ください。

詳しくは：http://www.cac-osaka.jp/legal_standard/index.php?s_category=2#a98

お問合せ：建築指導部 建築確認課 06-6208-9291

#19. 関西以外の地域について

●北海道札幌市/平成 29 年 1 月 20 日付けで「札幌市建築基準法施行細則(昭和 35 年規則第 33 号)」の一部が改正されました。

詳しくは：http://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w_reiki/335902100033000000MH/335902100033000000MH/335902100033000000MH.html

お問合せ：建築指導部 管理課 011-211-2859

●静岡県浜松市/都市整備部が本庁舎等へ移転することに伴い、都市計画公園、緑地、墓園区域内における都市計画法第 53 条第 1 項(建築物の建築許可)の申請窓口を緑政課から都市計画課へ平成 29 年 2 月 20 日より変更されました。

詳しくは：https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/home_tochi/tochi/land_use/

お問合せ：都市計画課 計画グループ 053-457-2371

●愛知県/土砂災害警戒区域等の指定解除及び指定がなされました。(名古屋市緑区黒沢台三丁目)

詳しくは：<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/kaijoshitei290127.html>

お問合せ：砂防課 企画・防災グループ 052-954-6560

●愛知県/愛知県建築基準条例・同解説の一部が改訂されました。

詳しくは：<http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/01kenchikukijun/02kenjoreietc.html>

お問合せ：建築指導課 建築指導グループ 052-954-6586

●東京都練馬区/練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例・施行規則について

詳しくは：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jigyosha/doboku/funso/yobo.html>

お問合せ：開発調整課 調整係 03-3993-1111

●埼玉県川口市/都市計画に関する情報について

平成 28 年 11 月 17 日付けで本庁舎地区 A、本庁舎地区 B について高度利用地区の変更がなされました。

詳しくは：<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/40050002/40050002.html>

お問合せ：都市計画課 地域計画係 048-242-6332

●埼玉県春日部/市都市計画に関する情報について

平成 28 年 11 月 21 日付けで、西八木崎地区地区計画及び粕壁地区地区計画について変更されました。

詳しくは：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/keikaku/chikuikeikaku.html>

お問合せ：都市計画課 都市計画担当 048-736-1111

●埼玉県さいたま市/都市計画に関する情報について

平成 28 年 11 月 25 日に風営法の改正に伴う地区計画の変更がなされました。

詳しくは：<http://www.city.saitama.jp/001/010/014/001/p048438.html>

お問合せ：都市計画課 まちなみ・景観係 048-829-1409

●埼玉県東松山市/都市計画に関する情報について

平成 28 年 12 月 7 日付けで、坂東山地区地区計画、藤曲地区地区計画の変更がなされました。

詳しくは：<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/kurashi/toshi/1350546261631.html>

お問合せ：都市整備部 都市計画課 0493-21-1425

●千葉県大網白里市/大網白里都市計画の変更について

大網白里市都市計画地区計画 みどりが丘地区地区計画が平成 29 年 2 月 3 日に告示されました。

本地区計画の変更に伴う「大網白里市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正はありません。

詳しくは：<http://www.city.oamishirasato.lg.jp/0000002071.html>

お問合せ：都市整備課 都市計画班 0475-70-0364

●栃木県宇都宮市/岡本駅西土地地区画整理事業地内における用途地域及び防火・準防火地域変更について

平成 29 年 1 月 10 日付けで、岡本駅西土地地区画整理事業区域における用途地域・準防火地域が変更されました

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/machi/kenchiku/toshikeikaku/1012699.html>

お問合せ：建築指導課 指導グループ 028-632-2557

●茨城県/浄化槽明細書への添付書類について

住宅の建築等に伴い浄化槽を設置する際には、「浄化槽法第 7 条検査に係る検査手数料払込通知書の写し」は浄化槽明細書の添付書類ですので、必ず添付お願い致します。

詳しくは：<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/seikatsukankyo/kantai/0226n0330.html>

お問合せ：環境対策課水環境室 029-301-2966

●広島県/土砂災害防止法に関する基礎調査結果を平成 29 年 1 月 19 日から公表しています。

詳しくは：<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

お問合せ：土砂法指定推進担当 082-513-3945

●広島県/土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域の解除及び指定がされました。

詳しくは：<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

お問合せ：土砂法指定推進担当 082-513-3945

●福岡県糸島市/糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例が平成 28 年 12 月 21 日に施行されました。市のホームページへの掲載は 2 月末を予定しております。

お問合せ：建設都市部 都市計画課 092-323-1111

●福岡県久留米市/平成 29 年 2 月 1 日より、中間検査特定工程が変更されました。住宅の用途に供する建築物(新築に限る)で CLT パネル工法を用いた建築物及び免震建築物は中間検査特定工程検査より除外されます。市のホームページへの掲載は 2 月以降予定されております。

お問合せ：都市建設部 建築指導課 0942-30-9089

●大分県大分市/新設道路改築事業 市道 青葉台金谷迫線、三佐北地区住環境整備事業 6-12 号線外 2 路線が建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路として指定されました。おいたマップへの情報反映は 3 月末頃予定されております。

お問合せ：開発建築指導課 097-534-6111

.....
■□ インフォメーション

#20. 平成 25 年度に受講した方へ「建築士法に基づく建築士定期講習」受講期限のお知らせ

**年度末はお申し込みが非常に混雑しますので、早い時期での受講をお勧めします。
残席がある場合、当日お申し込みでの受講も可能です。**

✓ 平成 25 年度に建築士定期講習を受講した方は、平成 28 年度末が受講期限となります。
平成 25 年度(H25/4/1~H26/3/31)に建築士定期講習を受講した建築士で、現在建築士事務所に所属する方は、平成 28 年度末(H29/3/31)までに受講する義務があります。

✓ 年度中のいつに受講されても次の受講期限は同じです。
平成 28 年度(H28/4/1~H29/3/31)のいつに受講されても、次の受講期限(H32/3/31)は同じです。

CPD 単位(6 単位)の対象となります。
残席がある場合は、当日お申込みでの受講も可能です。
http://www.bvjc.com/CTC-Business/PTA/files/application_today.pdf

日程・残席確認・お申込みはこちら：<http://www.bvjc.com/ctc-business/pta/>

.....
#21. 2017 年 2 月・3 月の中間・完了検査実施日【増枠】のご案内

2 月・3 月に中間検査・完了検査を増枠し、一部の土曜日・祝日に検査を実施致します。
増枠日はこちらをご確認下さい。

<http://www.bvjc.com/news/pdf/170118-01.pdf>

検査ご希望日の 2 営業日前まで、オンライン検査予約システム(<https://kensa.bvjc.com/>)で検査ご予約が可能です。ぜひご利用下さい。満枠になり次第締め切りますので予めご了承下さい。

#22. 省エネ適合性判定セミナー開催のお知らせ

省エネ適合性判定における審査ポイント、及び完了検査ポイントを重点的にご説明致しますので、審査側がどのような事項を審査・検査するかを把握することにより、省エネ判定申請及び建築確認検査をスムーズに行うことができます。今後もビューローベリタスでは、皆様にご満足頂ける審査スピード、スケジュールの厳守、丁寧な事前相談、審査・決裁との一貫性、設計者様のリスクと手間の軽減、更には、省エネ適判物件への円滑な対応をご提供させていただきます。

日時：2017年3月10日(金)14:30-16:40(開場 14:00)

場所：CIVI 北梅田研修センター

〒530-0012 大阪市北区芝田 2 丁目 7-18 オーエックス梅田ビル新館 5 階 TEL : 06-6160-5888

※座席数に限り有り

お申し込み・詳しくは(<http://www.bvjc.com/>)もしくは各最寄の事務所までお問合せ下さい

■ □ 関西 4 事務所からヒトコト

#23. ご挨拶と省エネ適判制度の開始に向けて

いつもご利用頂き誠にありがとうございます。
日頃より、皆様のプロジェクトが円滑に推進しかつリスクが生じることのないよう、特に事前相談に注力しております。どうぞお気軽にご相談頂けますようお願いしております。
さて、いよいよ省エネ適判制度が始まります。
国交省からも本制度のスムーズな施行についての指導が出ているようですので、かつての構造適判時のような混乱は少ないものと見込んでいます。これに伴い、ビューローベリタスでは、全ての事務所において、同じ審査基準で更に建築確認と連携させながら迅速に対応するよう準備しております。
施行まで 1 ヶ月、その間に設計者様向け解説セミナーも数回予定しております。皆様のご心配を少しでも軽減すべく諸々に対応させていただきますので、どうぞ遠慮なくご相談頂けますようお願いしております。

今月号も最後までお読み頂きありがとうございました。

ビューローベリタス大阪事務所
所長兼関西統括所長 浅野聖一

※Newsmail の情報・リンク先等は作成当時(2017年2月20日)現在の情報です※

+++++
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

+++++
お問合せ先: ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業部

大阪事務所 TEL : 06-6205-5552 FAX : 06-6205-5545

神戸三ノ宮事務所 TEL : 078-334-7252 FAX : 078-334-7253

山陽姫路事務所 TEL : 079-287-3334 FAX : 079-287-3335

BV エクスプレス大阪 TEL : 06-6203-0870 FAX : 06-6203-0871

E-mail: ctcbca.osa@jp.bureauveritas.com

URL: <http://www.bureauveritas.jp/> / <http://www.bvjc.com> (建築認証事業本部)



個人情報に関するお問合せ： 人事部・情報管理センター
E-mail:kojinjoho@jp.bureauveritas.com

Copyright (c) Bureau Veritas Japan All rights reserved.